

道路整備予定地の有効活用を図るため、 活用を希望する事業者を公募します

歳入の確保や維持管理経費の削減に向け、事業着手までに一定の期間が見込まれる道路整備予定地について、道路法に基づく占用入札を実施し、落札した事業者による有効活用を図ります。なお、用地が2つに分かれているため、それぞれの用地について入札を行います。

1 有効活用の対象用地

相模原都市計画道路相模台双葉線の取得済用地の一部（北側、南側の2か所）

※別紙参照

2 有効活用の期間

令和5年7月12日（水）から、最長で令和14年3月31日（水）まで

3 活用の用途

「駐車場」「移動販売車（キッチンカーなど）」「駐車場及び移動販売車」のいずれか

4 入札の概要

- ・活用を希望する事業者は、期間や用途等を記載した計画を市に提出することが必要です。その後、市が計画を審査したうえで入札を実施し、6月に事業者を決定する予定です。
- ・入札に係る詳細は、入札占用指針を参照してください。入札占用指針は、以下ホームページでご覧いただくことができます。

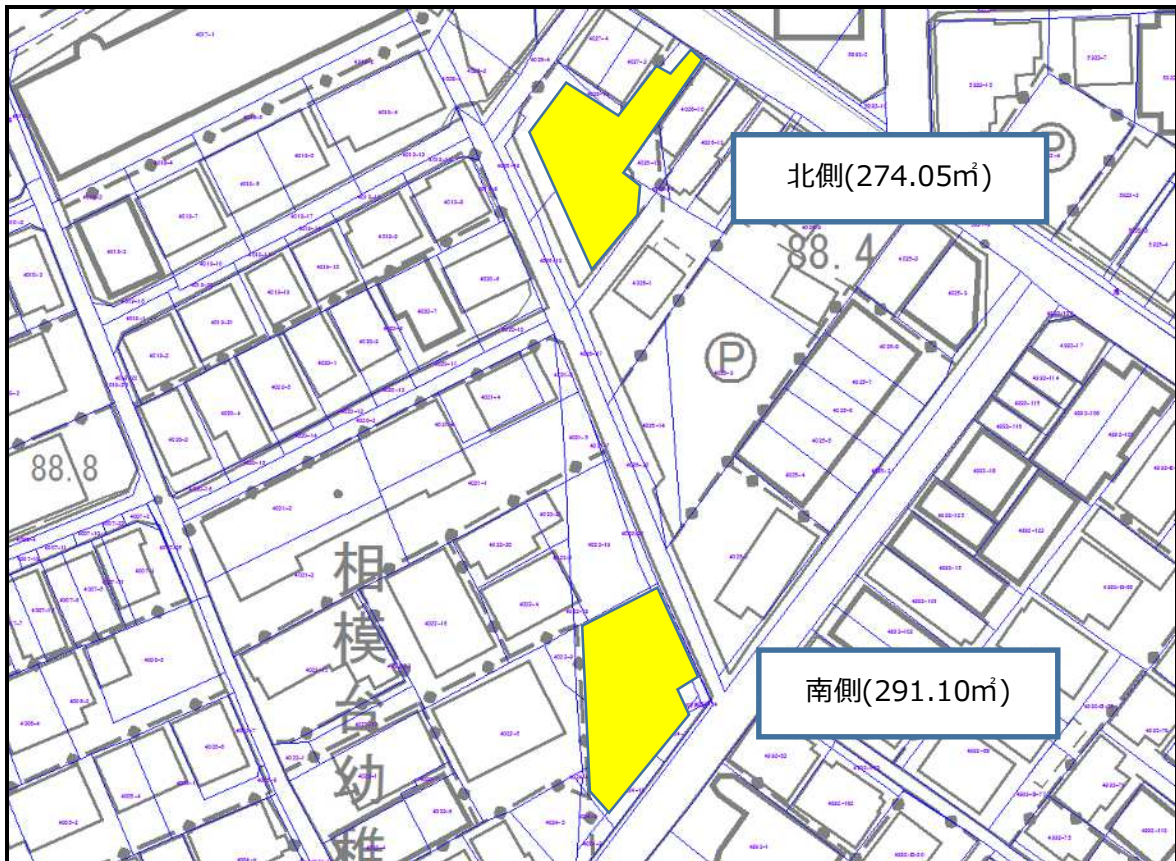
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/1004480/1026749/1026370/index.html>

- ・令和5年3月24日（金）に、活用を希望する事業者を対象とした説明会を開催します。詳細は、入札占用指針を参照してください。

問合せ先

道路整備課

直通電話 042-769-8360



※入札は、北側、南側それぞれで実施します。